

## 令和4年6月那須塩原市議会定例会議

### 議事日程（第6号）

令和4年6月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 室井孝幸議員
1. 所有者不明土地について
  2. 補助便座について
- 1 番 堤 正明議員
1. 安全安心のまちづくりについて
  2. 自転車通行帯・遊歩道の設置について
  3. 地域の資源を活用した地域振興について
- 日程第 2 議案第50号及び議案第51号の質疑
- 日程第 3 議案第53号の質疑
- 日程第 4 議案第48号及び議案第49号の質疑
- 日程第 5 議案第52号の質疑
- 日程第 6 議案の関係委員会付託について  
(採決)

出席議員（26名）

1番	堤	正	明	議員	2番	三本木	直	人	議員
3番	林	美	幸	議員	4番	鈴木	秀	信	議員
5番	室井	孝	幸	議員	6番	田村	正	宏	議員
7番	森本	彰	伸	議員	8番	益子	丈	弘	議員
9番	小島	耕	一	議員	10番	山形	紀	弘	議員
11番	星野	健	二	議員	12番	中里	康	寛	議員
13番	齊藤	誠	之	議員	14番	佐藤	一	則	議員
15番	星	宏	子	議員	16番	平山		武	議員
17番	相馬		剛	議員	18番	大野	恭	男	議員
19番	鈴木	伸	彦	議員	20番	松田	寛	人	議員
21番	眞壁	俊	郎	議員	22番	中村	芳	隆	議員
23番	齋藤	寿	一	議員	24番	山本	はる	ひ	議員
25番	玉野		宏	議員	26番	金子	哲	也	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡	辺	美知太郎	副市長	渡	邊	和	明
副市長	亀	井	雄	教育長	月	井	祐	二
企画部長	小	泉	聖一	総務部長	小	出	浩	美
総務課長	平	井	克己	財政課長	広	瀬	範	道
市民生活部長	磯		真	気候変動対策局長	黄	木	伸	一
保健福祉部長	鹿	野	伸二	子ども未来部長	田	代	正	行
産業観光部長	織	田	智富	建設部長	富	山	芳	男
上下水道部長	河	合	浩	教育部長	後	藤		修
会計管理者	田	代	宰士	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局局長	八	木	沢	信
農業委員会事務局長	相	馬	勇	西那須野支所長	久	留	生	利
塩原支所長	板	橋	信行					

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 長 岡 栄 治

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 相 馬 和 男

議事調査係 室 井 理 恵

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松田寛人議員） 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。

16番、平山武議員より遅刻する旨の届出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（松田寛人議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（松田寛人議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 室 井 孝 幸 議 員

○議長（松田寛人議員） 初めに、5番、室井孝幸議員。

○5番（室井孝幸議員） 皆さん、おはようございます。

市長をはじめ、ここにいる執行部の皆様、また窓口で業務をされている方、また市内を駆けずり回っていただいている職員の方々に、いつも本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。心から御礼を申し上げさせていただきながら、室井孝幸、通告書に従い、

市政一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

1、所有者不明土地について。

令和元年12月の定例会議で、同じ会派の中里議員が質問をされていらっしゃるんですが、本市においての所有者不明土地がますます増えていくと考えることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)本市の現状についてお伺いいたします。

(2)所有者不明土地における本市の考えについてお伺いいたします。

(3)今後の取組についてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田寛人議員） 5番、室井孝幸議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） おはようございます。

室井孝幸議員の御質問にお答えをいたします。

所有者不明土地は、中里議員のときもいろいろとやり取りさせていただきましたけれども、本当に私が市長になる前職時代から携わらせていただいた政策の一つでございます。たしか2015年とか2016年ぐらいに、議員の御地元でもある板室地区の共有地のお話をいただいたのが初めてで、あ のとき初めて板室地区の共有地の話を聞かされて、最初は法律用語がいっぱい出てきて、何を言っているか分からなかったんです。いろいろ聞いてみたら、やはり当時は、昔は全て共有地であったと。そこでその地区の人たちが内輪で共有地として様々やり取りをされていたということで、いろいろな弊害が出てきてしまっているということでお話をいただいたのがきっかけでございました。

当時はまだ所有者不明という概念がほとんどなくて、国の役所に行っても、内閣府とかに行っても、「いや、そんなこと聞いたことないです」み

たいなことを言われたのが最初だったんです。ただそれから、その後、2016年ぐらい、2017年ぐらいになってくると、やはり「地方消滅」を書いた増田寛也先生あたりが所有者不明の概念というか、所有者不明の土地が日本中たくさんあると。2016年のときには九州ぐらいの面積があるといわれていて、これ、何もしないと2040年ぐらいになると北海道の面積ぐらいになってしまいますよみたいなことを言われていたんです。

農地なんかも、実は農地の2割が所有者不明だと。2016年の時点でさえ所有者不明の農地が鹿児島県ぐらいあるといわれていまして、当時は耕作放棄地が滋賀県ぐらいといわれていましたから、実は耕作放棄地も所有者不明の農地のほうが多いと。所有者不明の農地のうち実は9割が実際耕作をしている。これはどういうことかというと、所有権はないんだけど、固定資産税を払って耕作をしているということなんです。

では、固定資産税は何で払っているのというと、所有しているから払うわけであって、でも、所有者不明土地で耕作している人は、権利がないけれども税金を払わなければいけないという、すごい矛盾しているのではないかみたいな議論をしたことがありますして、今、それからもう三、四年ぐらいたっていますから、しかもコロナ禍で人流抑制で、止まっていたから、ますます増えているのではないかなと思っています。

板室地区の話を書きますと、本当に共有者の名義が本当に大正とか、明治は分からないけれども、本当に何か相当古い人の名前が入ったものだったりと、どうしようもない話なんです。

こんなに全国に所有者不明が何で増えたかって、これは別に行政が手抜きをしているわけではないんです。登記は公信力がないといわれますけれども、結局登記は、要は一々国に許認可を出してい

たら、受けていたら、土地の取引が間に合わないで、登記制度というのを認めることによって、迅速に売買できるようになったという意味で、これは登記制度は結構人類の中では大きな発明の一つといわれているんですけども、1つの土地にいろいろな権利をつけることができる。所有権とか抵当権とか地上権とか、いろいろな権利をつけることができるようになって、資本取引がやりやすくなったというのがありますけれども、それが裏目に出てしまっているという部分が所有者不明の土地でございまして、本当にこの所有者不明の土地、なかなか所有者不明とはいえ所有権を、逆に言うと、行政からすると、これ財産権に抵触する可能性があるわけなんです。

所有者不明とはいえ、所有権が、要は所有者不明なんですけれども、法的には誰かが所有している土地を、例えば、今実際に農地で耕作している人が税金を払っているから、10年したらその人が取得できるようになるよとなってしまうと、一応法的には誰かの所有者の所有権を取って、その耕作している人に持っていくと、これ、役所は憲法遵守義務というのがありますから、やはりなかなかこれは難しいのではないかという議論があって、なかなか進まなかったんです。

2018年ぐらいですか、私も国交省のほうにお願いをして、当時、国交省から市役所に連絡があったというので、電話に出たのが小泉部長だったそう。当時の部長からしたら、何だ、渡辺美知太郎という参議院議員が余計なことをしたなと思ってたかもしれないけれども、国交省のほうにも言って板室に来ていただいたということですが、今申し上げたとおり、なかなか財産権との兼ね合いがありますので、今すぐ取得がすぐ容易にできるわけではないんですけども、ようやく国のほうでも動いてきまして、例え

ば不動産登記の見直しをしましょうということで、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日に施行される予定になっておりまして、そうしたところは引き続き見ていきたいなと思っております。

どうしてもこういう土地の問題は収用とか農地の集積とか、割と公的などから始めていかないと始まらないので、なかなか民間レベルでの所有権の整理、特に共有地の場合は、なかなかこれ、全員の共有者の承諾がないとできないので、今すぐにはできないわけではないんですけども、ようやく国のほうでも認知をしてくれておりますし、市役所としては所有者不明の土地もある程度意識はしておりますので、農業委員会さんとかにも、例えば所有者が分からない農地がどのぐらいあるのかとか、そういう所有者不明——ここ、もしかしたら所有者不明かもしれないとか、そういう認知は持っていただいております。

ちょっと、すぐに解決できるわけではないんですけども、やはり非常に不便なわけですね。板室の方々なんて、いや、我々が別に好きこのんでこの問題をやっているわけではなくて、たまたまこの地で生まれ育ったがゆえにこの問題を背負わなければいけないみたいなお話をされておりました、非常に不自由を感じておられますので、私としても、今後も認知していきたいなと、やはり国の動向にも注視していきたいなというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 5番、室井孝幸議員。

○5番（室井孝幸議員） 市長からの丁寧な御答弁、ありがとうございました。

今回この質問をさせていただきました所有者不明土地の問題につきましては、先ほど御答弁にもありましたが、市長が前職の国会議員の頃から板室地区を例に取り上げていただき、問題提起をしていただいたのが発端というか、案件になってお

りますので、本当にありがとうございます。

この問題に対するこれからのことなんですが、これは基礎自治体レベルでは解決できない問題だというのは十分認識しておりますので、ぜひ、今後におかれましても、市長がお持ちの国との太いパイプをぜひ活用していただき、問題解決に向けて、先ほども頼もしい答弁をいただきましたので、これからも働きかけを行っていただきたいと切に思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2、補助便座について。

屋外で未就学児が利用できるトイレがないので何とかしてもらえないか、何とかしてほしい。そして、洋式トイレに補助便座を設置してほしいという市民からの要望がございました。トイレに付き添う保護者や園の先生方は男女両方の場合がありますので、多機能トイレなどに設置が望ましいと考えます。

ユニバーサルデザインの観点からも、今後設置や整備する考えがあるか、お伺いさせていただきます。

(1)都市公園についてお伺いいたします。

(2)文化会館や図書館、公民館などについてお伺いいたします。

(3)庁舎についてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（松田寛人議員） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） それでは2の補助便座について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の都市公園についてお答えいたします。

現在、補助便座が設置可能な多機能トイレはあ

りますが、補助便座を設置しているトイレはありません。今後、幼児の遊び場の利用状況などを見て、補助便座の設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 教育部長。

○教育部長（後藤 修） 次に、(2)の文化会館や図書館、公民館等についてお答えいたします。

現在、文化会館、三島ホール、図書館、公民館で補助便座を設置しているのは厚崎公民館のみとなっております。

なお、図書館「みるる」には子供用のトイレを設置しております。

今後、利用実態を踏まえ、補助便座の設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 総務部長。

○総務部長（小出浩美） 最後に(3)の庁舎についてお答えいたします。

本庁舎、西那須野庁舎及び塩原庁舎の多機能トイレは、保護者が小さな子供に付き添って補助するために十分なスペースが確保されていることから、現設備で安心して利用できるものと考えております。

したがいまして、現トイレに補助便座を設置する考えはありません。

○議長（松田寛人議員） 5番、室井孝幸議員。

○5番（室井孝幸議員） 答弁いただきました。

今回は子育て支援の観点からや、あと保育士や園の先生方の仕事の軽減になれば、当市のまた園のさらなるサービスの向上になって、ひいては子育て世代の定住促進にもつながる一歩になるのではないかと思います。質問をさせていただきました。

それでは、再質問をさせていただきます。

現在、多機能トイレを有する公園の数及び多機能トイレの数が幾つぐらいあるのか、もしお分か

りになりましたら教えていただければと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 現在、多機能トイレがある公園の数、あとはトイレの数ということでございますけれども、市内の都市公園につきましても、全部で44の公園がございます。その中で多機能トイレがあるのは12公園でございます。また、その12公園の中で多機能トイレの数になりますけれども、多機能トイレの数は全部で17か所になります。以上です。

○議長（松田寛人議員） 5番、室井孝幸議員。

○5番（室井孝幸議員） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

皆さん、想像していただきたいんですが、小さな園児のお子様をトイレに連れていきますと、洋式便座だとお尻が落ちてしまう。それを支えるのには中腰になりながら、その保護者や大人の方、先生方が体重のほとんどを支えていなくてはならない。

そうすると、その保育士さんや先生方はどうしてもやはり腰痛持ちの方が多くなってしまいます。その要因の一つにもなっているというふうなお話を聞いたものですから、それが、簡易便座が1つあることによって、ちょっと手を差し出して支えればかなりの軽減になるというお話も聞いたものですから、そういったところの、些細なことなどは思うんですが、何か今後設備や設置等のあれがありましたらよろしく願いいたします。

最後に、最近ですとジェンダーレスやジェンダーフリーの観点からも、多機能トイレの必要性を感じます。また、それに伴い未就学児用のトイレについても同じような必要性を感じることから、新庁舎についてお伺いさせていただきます。

新庁舎の設計に当たり多機能トイレや簡易便座

等の設置のお考えはあるか、お伺いいたします。

休憩 午前10時18分

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

再開 午前11時15分

○企画部長（小泉聖一） 新庁舎ということなので、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

現在、新庁舎の整備計画については見直しをしているというところなんですけれども、実際に平成31年3月に議会の議決を得て、現時点で基本計画というものが議決されたものがございます。こちらの中にユニバーサルデザイン、これへの配慮というものの項目があります。その中で、特にLGBTというものを今、言われているようなところで多機能トイレの整備であったりとか、もう一つ、お子様を連れた来庁者も安心して利用できる環境の整備というものをうたっております。

—————◇—————

◇ 堤 正 明 議 員

このようなものを基に、今、基本計画を見直しているところなんですけれども、こういうものをなくすということではないと思いますので、こういう基本計画を基に、今後基本設計、実施設計、進めていく中で、具体的に、ではどのような場所にどのようなものを整備していくかというものは決めていきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 次に、1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番、日本共産党、堤正明でございます。

市政一般質問、最後の質問者となります。お疲れとは存じますが、よろしくお付き合いのほどお願いを申し上げます。

先ほど板室温泉にお住まいの室井議員からいろいろ質問がございましたけれども、私は塩原温泉の麓の関谷に住んでおります。両名とも両温泉の地域振興に深い炯眼を持って愛して、これから振興をいろいろ考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 5番、室井孝幸議員。

○5番（室井孝幸議員） ありがとうございます。

今回は、市民生活に密着した項目を取り上げさせていただきます。

那須塩原市の将来を担う子供たちのためにできることがまだまだあるかと思っておりますので、これからもどうぞ引き続きよろしくお願いを申し上げます。以上をもちまして私の市政一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは市政一般質問通告書に基づき、質問をさせていただきます。

1番、安全安心のまちづくりについて。

○議長（松田寛人議員） 以上で、5番、室井孝幸議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

市民から多くの生活道路の要望があります。また、とちぎ国体の開催市にふさわしい町にしていかなければなりません。市民が安全安心に暮らすまちづくりについてお聞きをいたします。

会議の再開は11時15分です。

(1)市道における歩道の設置状況について。

(2)道路照明、防犯灯の設置状況について。

(3)市道及び私道の舗装状況について。



(4)ゴミステーションの設置状況について。

(5)公共交通の拡充について。

(6)分散型まちづくりにおける新庁舎及び公民館の行政サービスについて、お聞きをしたいと思えます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 1の安全安心のまちづくりについて、順次お答えいたします。

初めに、(1)の市道における歩道の設置状況についてお答えいたします。

令和3年度末時点の歩道設置状況につきましては、市道の総延長1,284.5kmに対し、173.7kmの歩道が設置されており、割合にしますと13.5%となっております。

次に、(2)の道路照明、防犯灯の設置状況についてお答えいたします。

道路照明の設置につきましては、国が定める設置基準に従い、交通事故が発生しやすい交差点や横断歩道などに設置しており、令和3年度末時点で747基設置しております。

また、防犯灯の設置につきましては地域の実情を踏まえ、自治会等による設置や維持、管理がなされており、令和3年度末時点で9,842灯が設置されております。

次に、(3)の市道及び私道の舗装状況についてお答えいたします。

市道の舗装率につきましては、令和3年度末時点において89.5%となっております。なお、私道につきましては個人の財産であり、所有者などによる管理となることから、舗装率は把握しておりません。

○議長（松田寛人議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 続きまして、(4)のご

みステーションの設置状況についてお答えいたします。

市内のごみステーション設置数につきましては、令和4年4月末現在で3,156件となっており、年々増加傾向でございます。新たにごみステーションを設置する際には、利用者が場所を選定した上で届出を行い、市は要件を満たす場合にステーションの設置を決定しております。

次に、(5)の公共交通の拡充についてお答えいたします。

市内の公共交通といたしましては、民間事業者による鉄道、路線バス、タクシーがあるほか、地域バスとしてゆーバスとゆータクがございます。近隣市町や交通事業者と連携し、今後も公共交通の拡充に努めてまいります。

○議長（松田寛人議員） 次、お願いします。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 最後に、分散型まちづくりにおける新庁舎及び公民館の行政サービスについてお答えをいたします。

分散型地域づくりの基本的な考えというのは、一つはやはりDXの発達によって、住民の方がわざわざ市役所に行かなくても基本的なことはできるようにしたいなという思いがございます。

また、公民館単位にある程度行政のマインドを下ろすことによって、防災とかやはり災害とかも、この地区はこの時期にこういう災害が多いですよとか、それぞれ、例えば議員がお住まいの関谷、それから塩原地区とか、例えば西那須野とかで全然天候が違うときもありますし、やはり災害も特徴とかが違いますから、やはり将来的にはある程度地域の特性を生かした、そういう防災対策なんかもできればいいなと、今のところ私は思っておりますけれども、やはりそういう市民サービスの充実をもっときめ細かくできればいいなと私は思

っております。

それからもう一つは、広い話で言うと分散型社会の受皿になるべく、これは大きな話ですけども、そういった意味での分散型という意味も使っております。

新庁舎については現時点、新庁舎建設基本計画において、本庁機能は今度は集約をしまして、本庁舎のほうですよ。窓口機能の低層階への集約により利便性の向上を図ることとしています。

今、公民館が担う行政サービスについては、分散型地域づくり推進計画の推進を進めている中で検討を進めております。いずれにしましても、やはり公民館単位まで、ある程度視点が市としても落ちるようになれば、やはり地域ごとに関してもっと特性を生かせるのではないかなというふうに思っております。まだ、これは構想の段階ではございますけれども、今後様々な施策に反映していきたいというふうに思っています。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 今、御答弁ありました1番の安全安心のまちづくりの(1)の市道における歩道の設置状況について再質問をさせていただきます。

先ほど、歩道の設置割合が13.5%という答弁がありました。それでは、歩道の設置基準についてお聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 歩道の設置基準ということでございますけれども、歩道の設置につきましては、道路の一般的な技術的な基準を定めております道路構造令というものがございます。この道路構造令に従いまして、自動車、あとは歩行者の交通量、それと通学路の指定状況、あとは沿道の状況など、各種条件を勘案して決定しているとい

ったものでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） それでは、既存の道路、歩道の設置について、新規に歩道を設置するという、道路を造るときに設置をされるのかなという思いがありますが、道路は既にたくさんありますので、既存の道路について歩道のみを整備することはないのか、また、それを整備する場合のやり方、手法はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 既存の道路に歩道を設置できないのか、また、その手法についてということでございますけれども、歩道のみを整備するというケースは少ないといったのが実情でございます。やはり事業効果を高めるためにも一体的に整備するのが一般的ではございますけれども、ただ、地域の要望などもあり、また周辺環境、あとは利用状況、そんなものを調査して、必要性が判断できれば事業をするということもあります。

あと、手法はということですが、整備する場合の手法につきましては、やはり通学路であることや、あとは沿線の利用状況などの検証が必要となりますけれども、現時点では第2次道路整備基本計画、これに計上された路線について、国庫補助を使いながら順次整備を行っているといったところが現状でございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 歩行者が安全に歩くことができるのは、歩道が一番よいと思うんですけども、なかなか歩道の数もないところもありますので、では歩行者が安全に歩くことができる歩行帯といいますか、そういうのを造ることができるか、お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） 歩行者が安全に歩ける歩行帯、そういうふうなものを造れないかということでございますけれども、こちらにつきましては歩行者が安全に歩くことができるよう、歩道を設置していない通学路のうち、通学路交通安全プログラムに計上されている路線については、路肩を緑色に着色して視認性——よく目立つようにしまして——高めることで歩行帯の安全確保を図っているといった状況でございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 通学路の路肩を緑色に着色してということで、一般的にはグリーンベルトといわれているものかなというふうに思いますが、グリーンベルトは、先ほどの答弁にありましたように通学路が主体だというふうに考えますが、通学路以外についても、やはり歩行者が安全を確保して歩ける歩行帯、歩行空間といえますか、それらを確保していく方法はございますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） 通学路以外における安全な歩行空間の確保ということでございますけれども、歩行空間の確保についてはやはり、今現在としては通学路が優先といったところで整備を進めさせていただいております。ただそれ以外の路線においても、道路周辺の環境変化、あとは利用状況などを考慮して、対策を講じる必要があるというふうには思っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） ぜひ歩行者の安全を確保して、元気よく健康に市民が暮らせるような状況をつくり出していかれますことを要望させていただきます。

続いて(2)の道路照明、防犯灯の設置状況について再質問をさせていただきます。

先ほど道路照明、それぞれ747基と防犯灯が9,842灯設置されているという答弁がございました。道路照明の今後の設置計画についてお聞きします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） 道路照明の今後の設置計画ということでございますけれども、道路照明の設置につきましては、新規路線の整備とか、あとは交差点改良に併せまして、道路照明設置基準に基づいて道路沿線の状況であり、あとは交通状況を勘案しながら設置しているものでございますので、道路照明だけを個別に設置していくといったような計画はちょっと持っていないところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 道路照明と併せて防犯灯というのがございますが、町を明るくするのは道路照明と防犯灯、この2つが大きな要素かなというふうに考えております。

そこで、防犯灯の設置時と維持管理における自治会への支援についてお伺いをしたいです。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 防犯灯設置時と、あと維持管理のときに自治会への支援というふうなことでございます。

まず防犯灯の設置のときの支援につきましては、LED防犯灯を設置する際に、電柱に設置する際には、防犯灯1灯につき2万3,000円、電柱がなく支柱等の設置が必要な場合には、1灯につき3万5,000円を上限に補助を行っております。

また維持管理への支援といたしましては、防犯

灯1灯につき、年間に係る電気料の約2分の1、今年度は800円の補助を行っているところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 町を明るくするためにはこの防犯灯の設置に頼らざるを得ないのかなというふうに考えます。この自治会への支援内容、今、御答弁いただきましたけれども、この自治会の、財政負担といたしますか、特に維持管理の中で市と自治会が半々で照明の維持をやっていくという状況かと思いますが、自治会の中ではなかなか財政的に弱い自治会もございますので、この防犯灯の自治会への支援について、これを充実する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 防犯灯の設置につきましては、初めの答弁でお答えしましたように、地域の実情を一番把握していらっしゃる自治会に設置をお願いしているところでございます。自治会によって防犯灯の設置数がかなりまちまちでして、面積もありますけれども、多い自治会では二百数十個ですね、少ない自治会で面積も小さいところでは数個しかないというふうな実情もございます。

今現在、新規に設置をする際には、市のほうの補助金がある程度自治会からの要望に応えられるだけの補助金をご用意しておりますので、将来の財政負担も踏まえまして、自治会のほうで新たな設置のほうを御検討いただければということで考えているところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 私の所属する自治会でもなかなか、やはり維持管理費、折半という格好なものですから、防犯灯をもっと設置、増設をして地域を明るくしたいという要望があっても、なか

なか個数がどうしても1年間で限られてしまうという現状があります。大体、私のところの自治会の中では年2基か3基という感じでございますので、これを、維持管理も含めて市が全部負担していただくようになれば、もっと町が明るくなって、自治会の要望も満たされていくのではないかとというふうに考えます。

では(3)の、次、市道及び私道の舗装状況について再質問をさせていただきます。

市道の舗装が、それぞれ先ほど御答弁ありましたが、この未舗装の区間、市道の未舗装の区間につきまして、市内全域に約115km程度残されているという答弁がありました。これについて、市の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 市道の未舗装区間が115kmぐらいあるということです。この砂利道については路面の凸凹だとか、あとは晴天時のほこりの問題など、生活環境への影響というのは大きいものがあるだろうというふうには認識しているところではございます。その中で車両の交通量だとか、あとは安全性、沿道の状況及び通学の指定など、そんなものを総合的に勘案しながら、少しずつ事業を進めさせていただいているといったところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） この舗装については市民からの要望が多い分野かと思いますが、この舗装について、優先順位についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいです。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 優先順位ということですが、先ほどもちょっと申し上げたところも

ございますけれども、その路線における通行車両の交通量、それと、あとは沿道の住宅軒数、あとは通学路の指定状況などを総合的に判断させていただいているといったところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 道路には市道と私道があるわけですが、市道については今、お考えをお聞きしましたが、私道について、これもまた市民の方の要望が一番多い分野ではないかというふうに思っております。那須塩原市は開拓の歴史があるというところで、市のいろいろな特性はあるかとは思いますが、この私道、特に砂利道、未舗装のところ、これらも生活道路だというふうに考えますので、この私道の生活道路における舗装の考え方について、お聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） 私道における舗装の考え方ということでございますけれども、私道につきましては、市が直接舗装化するという考えはございません。ただ、私道補修要綱というものを設けておりまして、これに基づいて認定を受けている路線につきましては、舗装の穴埋めや砂利の敷きならしなどの補修を行っているところでございます。

また、私道において砂利道を舗装化したいといった場合には、那須塩原市私道等整備支援要領に基づきまして、市が工事に関わる原材料の一部を支給する制度がございますので、この制度の活用をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 私道の支援で原材料の一部を支給する制度があるという答弁でございますが、では、私道補修要領に該当するための要件に

ついてお聞きいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） それでは、私道の補修要綱のほうの要件でございます。

この私道補修要綱におきましては、要件としましては、現に一般通行の用に供されている私道であること。原則になりますけれども、原則として幅員が4m以上ある私道。あと、道路沿線に市の住民基本台帳に記録されている者が居住している家、これが3戸以上ある私道。そして、あとは作業する車両で、その通行及び補修作業に支障のない私道などが主な要件になっているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 市民の方が私道を整備してほしい、舗装してほしいということになりますと、やはり、今述べられた内容が非常に関わってくると思いますが、この私道等整備支援要綱にも該当するための要件と、その具体的な支援内容をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） それでは、私道等の整備支援要領に該当するための要件とその内容ということでございますけれども、まず、支援要件ですけれども、現に一般通行の用に供されているものであって、あと、数件の住宅が建ち並んでいる、原則として4m以上の幅員がある私道となります。

あと、整備の内容といたしましては、砂利道の舗装、あとは舗装道路の再舗装、道路雨水処理施設の設置であり、これらの工事に関わる原材料について、100万円を限度に支援するというものでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番(堤 正明議員) では、過去にこの私道の整備支援、これの利用件数についてお聞きます。

○議長(松田寛人議員) 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長(富山芳男) 制度の利用件数ということでございますけれども、過去にということで、令和3年度の数字でちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

私道の補修要綱に基づいた補修件数が、令和3年度は95件でございます。私道等の整備支援、こちらにおける令和3年度の件数が4件でございます。

○議長(松田寛人議員) 1番、堤正明議員。

○1番(堤 正明議員) 先ほど、原材料について100万円の限度に支給をされるという補助が答えられましたけれども、県内の他の市町について、どのような支援の内容になっているかをお聞きたいと思います。

○議長(松田寛人議員) 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長(富山芳男) 県内の市町においてどのような支援制度になっているかということでございます。

我々といいたしても県内全部というのはちょっと調べていないところがありますけれども、近隣の市町の支援制度、そちらについては把握しているところでございます。そういった中では、こういった私道の整備に関する支援制度がないというような市町村もありますし、原材料費を同じように出しておりますけれども、50万円を限度にしていくといったような市町村もありますので、近隣の中では那須塩原市のほうの支援の内容のほうが少し充実しているのかなというふうには思っているところでございます。

○議長(松田寛人議員) 1番、堤正明議員。

○1番(堤 正明議員) 県内近隣の町では同程度で、那須塩原市が上回っているということもありますという御答弁でございますが、この私道に対する支援の要件、それからあと支援の項目、これらは市民の私道に対する要望を満たす上で非常に重要な要素と考えます。

新潟県の新発田市の例を参考に出させていただきますと、新発田市では交付対象の私道の条件を幅員2.7m以上の道路で、かつ補助基準工事費の3分の2以内、上限額250万円として私道の補修が進んでいるというふうに聞いております。これらをもって本市のさらなる私道の整備に対するお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(松田寛人議員) 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長(富山芳男) 今、事例を出していただきましたけれども、私のほうでもいわゆるネットを使って他市町村の状況、そういうふうなものをちょっと見させていただいているところであります。都会のほうに行けば行くほど、市のほうが舗装してくれているといった状況が強いのかなというふうに思っているところではありますけれども、今後もいろいろな他市町村の状況を見ながら、必要な支援を検討していきたいというふうに思います。

○議長(松田寛人議員) 1番、堤正明議員。

○1番(堤 正明議員) より支援の内容の充実を要望させていただきます。

それでは次に、市民の要望の取扱いについて、お聞きをさせていただきたいと思います。

○議長(松田寛人議員) 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長(富山芳男) 市民からの要望の取扱いにということでございますけれども、市民から現在、要望といいますのは窓口とか、あとは電話で

道路課のほうへ要望をいただいているところがございます。そういった中で歩行者や、あとは通行車両の安全に大きく影響が出るもの、緊急性のあるものというものに対しては早急に対応させていただいているところです。

また、この6月1日からですか、市民投稿アプリ「安心みるレポート」による修繕依頼なんかも運用を開始しているところがございます。

あと、窓口に来た相談の中でも緊急対応の、そこまで急ぎというものがないといったものについては、車両の交通量、あとは安全性、また沿道の状況、そんなものを確認しながら対応しているといったところがございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 市民の要望の手段として、先ほど市民投稿アプリ「安心みるレポート」ですか、これらのアプリが始まったということがございますが、このアプリの投稿は今後も増えていくことかと思いますが、今後どのようにこの市民の要望に対して対応していくのか、お聞きいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 投稿アプリによる情報提供というのは今後増えていくだろうと私たちも思っているところがございます。このアプリにおける投稿につきましては、特に災害時には対応する時間の効率化が図れるものというふうに思っていますし、被害程度の確認ができることから迅速な対応を図っていかなければならないとも思っているところです。

ただ、このアプリの運用がまだ稼働したばかりということもありますので、今後投稿数、あとは投稿されている内容、そんなものを適切に対応できたかどうか、そんなものを内部で検証しながら

対応できるように体制を整えていきたいというふうに思っているところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） この新しいアプリ、「安心みるレポート」ですか、これらは非常に、単に要望だけではなくて、やはりこのアプリを通して市民が那須塩原市の中をそれぞれ、いろいろな道路の観点からも気づいていただける一つのきっかけになるのではないかなというふうに私は感じております。

当然このアプリ運用がこれからだんだん盛んになっていく中では、それに対応する組織体制が十分でないといけないと思いますので、そこを含めて適切な対応は取れるようお願いをしたいと思います。

それでは次に、道路の中でも交通弱者という方がたくさんおられます。そこでお聞きします。

車椅子の通行確保についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 車椅子の通行確保についてということがございますけれども、現在、整備を進めている路線におきましては、やはり前から言っている道路構造令、これによって規格が決まっております。この道路構造令に従いまして、車椅子の擦れ違いが可能な有効幅員という2m、そういった2m幅の歩道を整備しているところがございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 私も那須塩原市の関谷の場所に居住をしておりますが、この関谷の郵便局、これは国道400号の片側にあるわけですが、その反対側に車椅子で暮らしておられる方がおります。このすぐ目の前の郵便局に行くのに、国道

につながる私道が砂利道のため、なかなか車椅子が動かないと、難儀をしているということでございます。この車椅子の通行を目的として、砂利道の舗装を行う場合、先ほどの支援要綱は使用できるか、お聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 先ほどの支援要綱ですね。

私道等の整備支援要領のこの要件を満たしていれば当然使うことができます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 要件を充たせば使うことができるということですが、続いて、歩道についていろいろな基準があるかと思っておりますけれども、将来の歩道のバリアフリー化という点について、どういうふうにご考えておられるかお聞きします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 歩道のバリアフリー化についてということですが、現在、整備を進めている路線におきましては、車椅子の利用者、あとは視覚障害者及び高齢者等に配慮したセミフラット型という歩道構造を採用しましてバリアフリー化に取り組んでいるところでございます。

セミフラット型構造というのが車道より5cmほど高い歩道でございまして、歩道と横断歩道に接続する部分というか、そちらのほうに高さ、ちょっと2cmぐらいの段差がある、そういった構造になっているものを使っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） バリアフリーについて答弁いただきましたけれども、バリアフリーというのは何か、私の考えでは段差がないものだという

ふうにご認識をしておりました。2cmの段差を設けているという理由は何かございますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） この2cmを高くしている基準をつくっている理由ということですが、これも国のほうで示されている基準ではございますけれども、車道と歩道との擦り付け部といいますか、そちらの段差については2cmあっても、車椅子利用者が困難なく通行ができて、かつ視覚障害者がつえとか、あとは足により容易に段差が分かるといったところで2cmの段差をつけるというようなことではございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 歩道をより便利なものにしていくというのは非常に重要なことかと思いません。

ここの(3)のまとめとしましては、私道の舗装への要望が結構市民からたくさん上がっておりますので、交通弱者の方も含めて、しっかり私道の整備に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次、(4)のゴミステーションの設置状況について再質問をさせていただきます。

ゴミステーションの設置数、あるいは設置についていろいろ御答弁がございましたが、このゴミステーションの設置基準について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） ゴミステーション設置基準につきましては、ステーション1か所当たりおおむね10世帯以上の利用世帯があること、あとはその予定箇所の地権者等の承諾があること、あとは1世帯当たり0.2平米以上の面積があること、そのほか工作物の基準等がございまして。



○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 今の御答弁の内容だと、基本的には10世帯以上あればごみステーションの設置を許可しますというような格好だと思うんですけども、ただそのごみステーションの設置場所が、やはり借地というか、土地を借りて設置しなければいけないのかなという基準になっているのかと思います。

今、私のところにごみステーションを設置してほしいが、設置できないという声が上がってきております。特に新庁舎の周りの方なんですけど、今、50軒で1個のごみステーションを使っている状況だということでございます。それは、やはり先ほどの答弁の中にもありましたように、借地してごみステーションを設置するという基準になっているのでは、借地ができないと。郊外であれば結構ボランティア的にも借地をしていただける地主の方がおられますけれども、新庁舎の周りにはなかなか土地の価値の問題があるかと思っておりますけれども、要するに土地を貸してくれる方がいないと。それでごみが捨てられないということがあります。

今後、那須塩原市がより発展をして、だんだん市街地化していく中では、ごみステーションの設置場所もしっかり事前に考えていく必要があるかと思っております。このごみステーションの設置場所として、今後市の用地、あるいは公民館の用地、あるいは公園の中、そういうのが利用できる考えはないか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 特に市街地についてはなかなか設置場所がないというふうなお困りのお話でしたけれども、これまでもそういったお話はいただいているところなんですけれども、あくまでも地元の方たちが使いやすい場所に、御自身

たちで場所を見つけてもらうというふうなことで対応していただいているところでございます。

公共施設についてはそれぞれの利用目的がございますので、今まで行ってきたようなやり方で今後もお願いできればと考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 私も関谷の整備区画に住んでおりますが、そこにも市が造成した市の市有地が結構あります。その市が造成した経緯の中でも、そこはごみステーションは造らず造成をされたというような感じになっております。今後しっかり、造成する場合はごみステーションをしっかりと、どれだけの、何軒に1個は造れというような指導を強力に推し進めていただければと思います。

特にこの新庁舎の設計を今をされているとは思いますが、新庁舎そのものだけではなくて、新庁舎の周辺、この周辺整備についても、やはりこういう新庁舎の脇にに住んでいる方もごみの問題で悩んでおられますので、周辺整備についてもこのような社会的な問題をしっかりと取り入れて、周辺整備の設計をしていただきたいというふうに考えます。

それでは(5)の公共交通の拡充について再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁がりましたが、まず高齢者の足の確保についてはできているというふうにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 高齢者の方々の中には免許を返戻されている方とか、運転に不安を感じていらっしゃる方もいらっしゃると思います。公共交通の整備というのが非常に重要なものだというふうに考えております。

市の公共交通としましてはゆーバスとゆータクがございますけれども、毎年利便性の向上のために改善は行っているところでございます。限られた予算の中でございますので、効率的でさらに利便性の向上を図って、市民や地域公共交通会議の御意見などを踏まえまして、改善をしていきたいというふうなことで考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） また、塩原温泉街で自動運転バスの実証実験が行われているかと思いますが、これは県の施策の一つかと思いますが、県は将来的にはこういう自動運転バスの実証実験を通じて、地域の足としていきたいという構想でやられているかと思いますが。この自動運転バスの実証実験、ただいま実施中ですが、これらをどういうふうに関後生かしていくのか、市の見解をお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 今回は県におけます自動運転の実証実験でございましたけれども、この後、市のほうでどのように生かしていくかというふうな御質問です。

自動運転につきましては、先ほど申し上げましたように免許証のない返戻した高齢者の方とか、運転に不安を覚えている方、あとは現在人手不足となっております輸送関係でも、非常にこの後の効果が期待できるところでございますけれども、塩原温泉で行いました実証実験につきましては、自動運転にはレベルゼロからレベル5というふうな段階がございまして、レベルゼロは、今私どもが運転しているように全て人が運転すると。レベル5というのは完全な自動運転化ということで、そのうちのレベル2ということにして、アクセルとブレーキ、あとはハンドル、そちらの操作が自

動になったというふうなものでございます。

自動運転のレベル4、レベル5になりますと人が運転しなくていいようになるんですけども、まだ研究段階というふうなところで、公道での運用例というのはございません。

今後につきましては、そちらの今後の自動運転技術の進歩とか国の動向なんかを見ながら、市のほうで活用できるか、検証を行っていきたく思っております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 公共交通、当然高齢者の足の確保、市民の足の確保という問題がございまして、ゆーバス、ゆータク含め、これからこの自動運転バスなんかがより効果を上げてくるのかなというふうに期待はありますが、やはり一番市民の利便性という点については、自分の自宅の玄関から目的地の玄関まで、俗に言うドア・ツー・ドアの公共交通、それが一番望ましいかなというふうに私は考えております。ぜひ、それらに向けて、実現に向けて、考えを入れて取り組んでいただければと考えます。

次、(6)の分散型まちづくりにおける新庁舎及び公民館の行政サービスについて再質問をさせていただきます。

先ほど市長から地域の特性とか防災の対策、市民サービスの向上、それらにおいて窓口なんかもいろいろ変えて、ある意味ではデジタル化という方向になるのかなと思いますが、ここについて、今後新庁舎の行政サービスというのはどこまで考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 新庁舎の行政サービスをどこまでかということなんですけれども、先ほど市長の答弁からもありましたように、現時点で新

庁舎の建設基本計画、こういうところでは本庁機能は新庁舎に集約するよということを言っています。もちろんその本庁機能に付随した住民サービスは新庁舎ということになるんですけども、その基本計画の中でも西那須野地区、黒磯地区、塩原地区、こういうところについては行政サービスの提供というものをうたっています。

これについてはもともと新庁舎の基本計画の中でも、そういう地区については行政サービスのほうを引き続き行っていきますよというところで、内容については、新庁舎ができるまでの間にどういうサービスを提供するかというのを検討することになっていました。

さらに分散という形で、公民館など市の公共施設等でもサービスができないかというところで、現在、計画のほうを今年度からつくっているところでございます。新庁舎に限らず、分散型地域づくり、基本計画の中でもその黒磯、西那須野、塩原地区、そこでも行政サービスを行うというもの、さらにその先も公民館等を使ってということで、より身近なところでのサービスが提供できるようにしたいということで、現時点では考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 公民館の行政サービスというのは、利用される方は、市民の中では当然高齢者の方も多し、障害者の方もおるわけですが、この公民館の行政サービスについて、デジタル的なものも含めて、今後どのようなサービスに変わっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小泉聖一） 公民館等での行政サービスということなんですけれども、現在、公民館等

では社会教育事業、こういうことを行う場として公民館を利用しているわけなんですけれども、先ほども申し上げましたように、今回DX、デジタル化が進んだことによって、住民情報の申請の窓口であったり、あるいは各種相談、こういうところもやはりできるようになってくるのかなと。

ただ全ての公民館、同じようなサービスができるかということ、地域の人口であったり需用であったり、利用者の状況であったりということも踏まえた中で、どこの地域、どこの公民館はどういうサービスというところは、やはりこの後検討していかなくはいけないところかなと思っております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 行政サービスは、基本的には私はアナログの世界かなというふうに思っております。当然、ITを活用したデジタルが当然利用という格好の中で入ってくるのかとは思いますが、先ほどの前の議員の方の答弁にもありました。市長のほうから、デジタルは補完するものだというような格好で聞いております。そういう意味では、しっかり対面による行政サービスをしっかりやっていただくことが一番重要ではないかというふうに思います。

それには当然職員の数、公民館の中では公民館サービスしかやっていない公民館がたくさんありますので、これで行政サービスをやるとなると、非常に組織の体制なんかも見直す必要があるかと思っておりますので、しっかりそのところは対応をお願いしたいと思います。

それでは1番の質問を終わりにして、次、2番、自転車通行帯・遊歩道の設置について質問をさせていただきます。

「車」優先から「人」優先の道路利用についてお聞きをいたします。

(1)自転車通行帯の設置状況について。

(2)旧国道400号関谷塩原線（S354）の活用についてお聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 2の自転車通行帯・遊歩道の設置について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の自転車通行帯の設置状況についてお答えいたします。

現時点では、道路交通法の規制による自転車専用通行帯は市道において設置しておりませんが、県道では那須塩原駅前の通称大学通りにおいて、西那須野那須線との交差点から東北自動車道の手前までの約3kmの区間で設置されている状況でございます。

次に、(2)の旧国道400号関谷塩原線の活用についてお答えいたします。

本路線につきましては、栃木県による道路修繕、落石防護柵などの道路附属物点検及び修繕、管理台帳等の整備完了後に移管を受ける予定となっており、どのように利用するかは今後検討してまいります。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 順次再質問をさせていただきます。

まず(1)自転車通行帯の設置状況についてでございますが、この自転車通行帯の設置基準についてお聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 自転車通行帯の設置基準についてということでございますけれども、この自転車通行帯につきましては、令和元年7月の道路構造令の改正により規定されたものでござい

まして、自動車や自転車が多い道路において、安全かつ円滑な交通を確保するため、自転車の通行を分離する必要がある場合に、車道の左端寄りに1.5m以上の自転車通行帯を設けることとなっております。

なお、県道における設置箇所につきましては、栃木県自転車活用推進計画によるサイクルツーリズム推進事業による選定ルートに設置したものだというふうに伺っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 自転車が世界の中でも日本の中でも非常に注目されるものだというふうに思っております。これはもう健康にもよく、エコでもあるかというふうに考えます。ぜひ、那須塩原市でも、この自転車通行帯をしっかりと県道と市道、連結をさせて、例えばJRの駅から最低でも各道の駅までこの自転車通行帯がつながるように、そういうふうなこと、施策を今後しっかり取り入れていただければと思います。

次に、(2)の旧国道400号関谷塩原線の活用についてということで、この再質問で、まず市民からのこの旧国道利用要望の有無についてお聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

○塩原支所長（板橋信行） 要望の有無ということでございますので、塩原支所からお答えをいたします。

市民からの要望ということではございませんけれども、塩原温泉観光協会のほうから、旧国道400号、こちらにつきましては箒川の溪谷が非常に美しい、そういったことから、大正浪漫街道ということで、徒歩または自転車、そういった散策、それを楽しめる観光地を目指していきたい、そういった提案、こちらを受けているところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 私どものほうにも、この旧国道400号、要するに塩原と関谷の間の第一トンネルが開通して、かつ最近第二トンネルが開通をしたことによって、国道400号が旧道となりました。それについていろいろな要望が上がっております。例えば、遊歩道帯を設けて散策道を造ってほしい。あるいは文学散歩のコースを設定してほしいというような要望が上がっております。

ぜひ、今後地元の観光協会とそれぞれ協議していただきまして、有効な利用を考えていただきたいと思います。

では、次に3番の質問に移させていただきます。

3、地域の資源を活用した地域振興について。

本市には豊かな自然と温泉があります。これらを利用した地域振興についてお聞きをいたします。

(1)温泉熱・地熱利用について。

(2)塩原温泉、板室温泉の地域振興について、お聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

気候変動対策局長。

○気候変動対策局長（黄木伸一） 3の地域の資源を活用した地域振興について、順次お答えいたします。

初めに、(1)の温泉熱・地熱利用についてお答えいたします。

入浴などの利用後やオーバーフローなどにより排水される温泉には、まだ多くの熱エネルギーが残っております。これらを回収して活用することができれば、加温などで使用している化石燃料を減らすことができ、二酸化炭素排出量やコストの削減に有効であると考えます。

市内でも民間事業者によって温泉熱を活用して

いる事例があり、また、板室温泉地区では地域関係者が主体となり、温泉排熱利用の検討を行っております。

地熱につきましては、現在、塩原温泉地区において民間事業者が地熱発電に関する調査を行うため、地域住民に対する理解促進事業を行っているところであります。

○議長（松田寛人議員） 産業観光部長。

○産業観光部長（織田智富） 次に、(2)の塩原温泉、板室温泉の地域振興についてお答えをいたします。

塩原温泉につきましては、四季折々の溪谷美を見せる箒川に沿って温泉地が点在しており、豊富な湯量に加え、異なった効能を持つ6つの泉質がございます。板室温泉につきましては下野の薬湯として親しまれ、昔ながらの情緒を残しつつ、モダンな建築の旅館もある懐かしさと新しさが調和している湯治場であります。

これらの地域資源をより多くの方々に積極的に発信をいたし、両温泉地の魅力に注目してもらうことで、本市への訪問につながるよう努めてまいります。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 順次再質問をさせていただきます。

温泉熱、それから地熱、これらの利用についてはしっかり実現をできるところまで持っていただきたいと思います。

それから、塩原温泉、板室温泉の地域振興についてでございますが、今、御答弁がありましたけれども、実際に地域資源の活用というところで具体的にどのようなことを考えておられるかをお聞きします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（織田智富） 具体的な活用という

ことでございますけれども、まず塩原温泉につきましては、明治、大正時代を中心に訪れた文人の文学碑、また大正浪漫街道として整備された旧国道400号の散策路、大自然を生かした体験型のアクティビティ、見事なまでの紅葉や季節ごとの風景が楽しめるつり橋など、様々な観光資源がそろった温泉地であります。

板室温泉につきましては、多くの観光客がアウトドアを楽しむ木の俣園地、春の風物詩となっているこいのぼりの遊泳、大自然を満喫しながらカヌー体験ができる板室ダム湖、木の俣地蔵尊、籠岩神社、板室温泉神社の三大祈願祭など、様々な観光資源がそろった国民保養温泉地であります。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） この那須塩原市には観光マスタープランというものがあるかと思いますが、今後こういうものを利用して、市としてこの温泉街の活性化をどのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（織田智富） 活性化についてでございますけれども、現在、観光マスタープランに基づいて取組を進めているところでございます。この観光マスタープランでは、本市の観光が目指す将来像として4つの基本方針を掲げております。その中の一つに、観光客受入れのための社会基盤の強化としまして温泉街の再整備を上げておりますので、お越しいただく観光客の皆様、快適で安心・安全がお約束される温泉地としてにぎわいを創出することが活性化につながるものと考えております。

そのため、今後も観光マスタープランに基づき、両温泉地域の住民の方、事業者の方、皆様とともに、同じ思いを持って進めてまいりたいと考えて

おります。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 温泉地は全国にございますが、やはりこの温泉地の魅力、それらをいかに出していか。特に観光客の方が、また塩原温泉に来たいと、リピートの観光客の方をいかに増やしていくかが重要だというふうに考えます。

それらの点を踏まえて健康という観点から、例えば名づけて健康パーク、これらを整備して観光振興ができないか、お聞きをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（織田智富） 健康に対してということでございますけれども、観光マスタープランにおいてはこの観光の方針、方向性、こちらをウェルネスなツーリズムとしてございます。新たに健康パークを整備することは考えてはおりませんが、このウェルネスなツーリズムを実現するために、遊歩道やハイキング、アウトドア体験スポットなど、既存のアクティビティ施設を組み合わせることで、健康に配慮した観光振興を図ることが可能であると考えております。

そして、それらの地域資源を維持、活用、ブラッシュアップをしていくことで観光振興を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 今、御答弁ございましたけれども、この健康というテーマですが、そこにサイクリングコース、あるいはヘルスチェックというような項目なども付け加えていただければと思います。ここについて、今後、地域振興をしっかりと考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 以上で、1番、堤正明議員の市政一般質問は終了いたしました。

市政一般質問通告者の質問は全て終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、市政一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。

会議の再開は13時15分です。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時15分

○議長（松田寛人議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第50号及び議案第51号  
の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第2、議案第50号及び議案第51号の条例案件2件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） それでは、議案第51号 建築物の制限に関する条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回の改正は、一部改正ということになるわけですが、第1条は、条例の目的というふうになってございます。

目的の改正ということですが、本条例が平成17年1月1日施行というふうになってございます。目的を改正する前に、この本条例の制定

する背景及び経緯を御説明いただきたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 本条例の制定までの経緯というようなところがございますけれども、こちら、大原間周辺の地区計画及び大黒町周辺の地区計画につきましては、平成14年の4月1日に決定しているものでございます。

こちら、どちらも新しい都市拠点の中心となる商業地や業務地としての位置づけをしたところから、その都市にふさわしい良好な市街地の形成を図るといったところで地区計画の制限を行ってきたところでございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

そうした背景で制定された条例の目的の中の用途及び高さを削るというふうになってございますが、この目的を変更する理由の説明をお願いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 用途及び高さというものを削る理由ということでございます。

今回の条例案につきましては、東那須産業団地におきまして、壁面の位置の制限を設けるものでございます。これを今までの条例の中で第1条の中に入れたとすれば、例えば、今までありました建築物の用途及び高さ、そしてその後ろに壁面の位置の制限とか、そういうものが入ってくればよかったというものもございます。

今後、もし地区計画をやったときに、建築物の面積の制限とか、そういうこともできますし、敷地の最低面積、それを制限するということもできます。そういった場合に、ここに、それでは次か

ら次へと一つずつ足していくのかといったところで考えた場合に、今回これを削ったとしても建築物に関する制限、制限の中には高さ制限も用途のことも入っておりますので、この文言を削っても目的としては変わらないというふうに判断したところでございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 分かりました。

そうしますと、本条例を制定するための上位法としまして、建築基準法第68条の2の第1項の規定に基づきというふうになってございますが、この目的に反するという事はないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 68条の2というのは建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で、当該地区計画内の内容として定められたものを条例で定められるということでございますので、この文言で大丈夫と思っております。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 分かりました。

続きまして、第6条のところで、別表第1のところに、東那須工業団地地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域というふうに書いてございます。これ、アウトレットだと思うんですが、この中の具体的にどの部分がこの区域になるのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 定められた区域というのはアウトレットの敷地の区域全てでございます。図がなくてちょっと分かりにくいところであるんですが、アウトレットの敷地でございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 分かりました。

具体的には関係常任委員会で説明をお願いしたいと思えます。

最後になりますが、別表第2の中の一歩下、今までは大黒町のところで止まっていたものに、東那須産業団地区域、ア、イ、ウ、エを追加しているということになった改正になってございます。

ここに、アのところに全地区というふうに書いてございますので、恐らく全地区なんですが、実際の全地区というのがイメージがつかめませんので、後で説明をお願いいたします。

それから今般、この条例改正にここを追加するに当たって、高さを再度20mと、ウの部分ですね。高さを20mというふうになってございますが、この20mの根拠をお願いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） こちら高さ20mの根拠ということでございますけれども、こちら、今回地区計画かける以前に、栃木県及び那須塩原市の間で建築協定というものができておりました。それが、購入したときに建築協定を結んでおまして、その建築協定の中で高さを20mというようなものを定めておりましたので、それを地区計画のほうへ反映させたといったところでございます。

また、なぜ20mなのかといったところで申し上げますと、そのアウトレットがありました東那須産業団地、こちらのほうの高木といいますか、木の高さが大体二十二、三メートルといったところがありまして、その木の高さの中で建物が収まるようにということで20mで設定したものでございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 分かりました。

続いて最後になりますが、このエの部分の建物



の外壁と道路の距離を1 m以上というふうに設定していることについて、道路とか境界から1 m以上というふうになってございますが、1 mちょっとあればいいという、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 建築物との間は1 m以上ということですので、1 mあれば大丈夫でございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） では1 m以上にした理由について伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） こちら1 mにした理由でございますけれども、建築協定の中で建築物との後退距離として1メートルというものを定めていたところから、今回それを引き継いだものでございます。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 分かりました。

そうしますと、今回の条例改正によって、その事業者、または市民、それから市に与える影響というのはどういうものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 今回の定めた内容というものは、先ほども申しました建築協定で定めたものですけれども、今回この地区計画で定めたことによりまして、建築基準法という法の中での縛りが出ることが大きな違いだと思います。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 具体的にお伺いいたし

ます。どう違うのかお願いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（松田寛人議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 大変申し訳ございませんでした。

これまでの建築協定では、協定内容に違反した場合は、違反行為を是正するための必要な措置をお願いといたしますか、請求するという程度でございます。条例で定めることによりまして、建築基準法に基づきまして指導を行うことができるということが大きな違いだと思います。

○議長（松田寛人議員） 17番、相馬剛議員。

○17番（相馬 剛議員） 了解いたしました。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 次に、私からは、那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正の中で、自転車利用者の責務と、あと保護者の責務というところで、ともに利用者に対して自転車の損害賠償責任保険の加入に努めるとしていたものを、加入することと、義務づけるようになっているわけですが、市のほうで、例えば保険に加入していなかったことによるトラブルの件数であったりとか、トラブルの状態を把握して、こういった改正を思いついたということなのかをお聞かせください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 今回の改正につきましては、栃木県におきまして、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例というものが新たに制定されたことに伴う改正でございます。市の条例は以前からございましたけれども、損害賠償保険につきましては努力義務となっております。

今般、県のほうで義務化されまして、それがこの7月1日から施行されるのに伴いまして、県の条例と併せたということで、市として、個別のそういう事例についての相談等についてはちょっと聞いておりません。

○議長（松田寛人議員） 7番、森本彰伸議員。

○7番（森本彰伸議員） 今回、この条例を改正するに当たって、何か予算的なものはあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 予算を伴うものはございません。こちら、県の条例ということで、広報活動なんかも、かなりラジオとかチラシとかやっていますけれども、全て県のほうでやっているというふうなものでございます。

○議長（松田寛人議員） ほかにございますか。  
〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、質疑がないようですので、議案第50号及び議案第51号の条例案件2件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。  
よって、条例案件に対する質疑を終了いたします。

#### ◎議案第53号の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第3、議案第53号 一般会計補正予算案件を議題といたします。  
以上に対し質疑を許します。

12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 補正予算執行計画書の4ページ、5ページにまたがってでございます。

8款土木費、防災・安全交付金事業費についてでございます。

5ページのほうに書いてございます物件移転補償費、この2,000万円の積算根拠についてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（富山芳男） 工事に伴う補償金としまして物件移転の補償でございますけれども、こちらの内容でございますけれども、湯街道2号線の物件補償費につきましては、この内容としましては立竹木の補償でございます。合計で9件といたしますか、契約者9件の分の立竹木の補償ということでございます。

○議長（松田寛人議員） 10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 私も4ページです。  
4の衛生費、新型コロナウイルス感染症対策費というふうなことで、令和3年3月31日までに罹患された人は1人当たり5万円で、1人1回というふうな見舞金です。そうすると3,500万円というふうなことで計上されておりますが、どのような積算根拠があるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 積算根拠ということですが、3月までにかかった方に支給しますという見舞金でありまして、令和3年度の予算で見舞金を支給した方を除いた3月中にかかった

方が1,093人ということで対象者がいます。これまでの申請率からしまして、申請率が80%ということでしたので、掛けますと875名ということになります。

で、予算ですので、875名を切り上げてまして900名ということで、900名掛ける5万円で4,500万円。で、当初予算で1,000万円いただいておりますので、差し引きまして3,500万円、今回補正をいただきたいということでございます。

○議長（松田寛人議員） 10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 積算根拠は分かりました。今回このコロナウイルスの見舞金1人当たり5万円、1人1回というふうなことなんですが、その5万円にした理由と1人1回というふうになった理由も改めてお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 現在はコロナの発生した当初の状況と大分変わっておりまして、当初5万円としたことは、かなり重症化をして生活上大変になるだろうということで、他市町の状況なんかを見まして、5万円というのはかなり高い金額だったかと思うんですけれども、5万円ということで設定をさせていただきました。

また1人1回というのは、これも当初はオミクロン株というのは発生していませんで、このような数が発生するという事は、ちょっと状況として想定ができませんでした。そういったこともあって、生活に困る当初に5万円ということで、1人1回は支給することがいいのではないかとということで、設定したかと思えます。

○議長（松田寛人議員） 10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 分かりました。

今回、コロナの対策というふうなことで、持続化給付金とか時短の協力金、あとは雇用調整助成

金というふうなものいろいろな制度があるんです。これは所得になってしまって、場合によっては黒字になった場合、課税の対象になるんです。

今回、このコロナの見舞金、例えば一家で4人いたら20万円の所得というふうなことになって、そういった所得に対しての課税はかかってくるのかどうか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） ちょっと明確に確認していないところが正直なところですが、見舞金として差し上げているというもので、課税の対象にならないものと見て進めているつもりでございます。

○議長（松田寛人議員） 10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 後で、それは委員会のほうで答えていただければ。もし今回、この議決が行われた後、支給される人がかなりいると思うんですが、議決した後、支給日はどれぐらいを予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） もう5月31日までで、3月31日までに罹患された方ということで、人数、申請された方も確定していますので、議会で議決をいただければ速やかということでお支払いのほうは進めたいというふうに思います。

○議長（松田寛人議員） そのほか、ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、議案第53号 一般会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、一般会計補正予算案件に対する質疑を終了いたします。

◇

◎議案第48号及び議案第49号  
の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第4、議案第48号及び議案第49号の特別会計補正予算案件2件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、議案第48号及び議案第49号の特別会計補正予算案件2件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、特別会計補正予算案件に対する質疑を終了いたします。

◇

◎議案第52号の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第5、議案第52号 その他の案件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 市道の認定というふうなことで、トンネルが開通して400号線が3.4kmです。塩原地区というふうなことで、雪が非常に多いというふうなことになっているかと思えます。県道から市道に変わることによって、除雪、そういった対策はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 今回市道になることによって、除雪はどうなるかということでございます。

今回、市道の認定は議案として上げさせていただいておりますけれども、県道から移管はまだでございます。なので、移管されるまでは県のほうにおいて除雪等を行うということにはなっておりません。

○議長（松田寛人議員） 10番、山形紀弘議員。

○10番（山形紀弘議員） 移管された後、道路の維持管理、そういった補修の年間の金額がどれぐらいかかるというふうなものも試算されているのか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（富山芳男） 今後の維持管理、どのぐらいかかるかということで、県のほうからいただいたやつですと、簡易的な維持管理費ということで、年間約500万円というふうに伺っているところでございます。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、質疑がないようですので、議案第52号 その他の案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、その他の案件に対する質疑を終了いたします。

◇

◎議案の関係委員会付託について

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第6、議案の

関係委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程の各議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり関係委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、関係委員会に付託いたします。

関係委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議終了日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



#### ◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時40分